

氏名の文字を書き換え

戸籍の文字は、「常用漢字や人名漢字及び一般に通用する文字」で記載することになります。

漢和辞典などに載っていない文字や、誤りで記載されている人は、それに対応する正字に直して記載されます。対象者には、1月中旬に書面でお知らせしていますのでご確認ください。なお、これは「戸籍記載上の取り扱い」であり、氏名が変わるものではありません。また、印鑑登録などの変更も必要ありません。

コンピュータ化によって、漢和辞典などに載っている文字に書き換えられるもの
＜例＞

邊→邊齋→齋藤→藤
真→真紀→紀

※なお、戸籍事務を取り扱うコンピューターは、専用端末専用回線で接続されています。取り扱いは、市の条例などに基づいて細心の注意を払い、個人情報には厳重に保護されます。

☎問い合わせ 市民窓口課 記録係 (市役所1階①番窓口、内線116・117)へ。

平成17年2月12日から 戸籍事務を コンピューター化します

新津市では現在、戸籍に記載する際に、手作業で紙の戸籍用紙にタイプライターで印字する方法をとっています。

これをコンピューター化し「磁気ディスク」で管理することで、事務処理や発行事務が迅速化され、サービスが向上します。

戸籍謄・抄本の名称や様式を変更

変更項目	変更後	変更前
名称	全部事項証明書	戸籍謄本
	個人事項証明書	戸籍抄本
様式・書式	A4版、偽造防止用紙	B4・B5版、白紙
市長印	黒色(電子印)	朱色

▼土地・建物の所有者住所は法務局で変更手続きを
土地や建物の登記簿の所有者の住所は、個人での変更手続きが必要です。市が発行する住所変更の証明書(無料)を持って、法務局で手続きを行ってください(この場合の登録免許税は免除)。

▼住居の新築は届け出を
二月一日以降に、右図の区域に住宅や事務所などの建物を新築する場合は、住所を決めるための新築届けが必要です。



美幸町二丁目の一部で
住居表示を実施

二月一日から、住居表示が左図のとおり実施されます。この地域にお住まいの人には、市から戸別にお知らせします。
なお、住民票や選挙人名簿などの公簿は、すべて市役所で変更します。

☎問い合わせ 市民窓口課 窓口係 (市役所1階①番窓口、内線114)へ。

“鉄”人のココロをくすぐります



「鉄道のまちにいつ」の歴史を語ります

新津市鉄道資料館

- ところ 新潟県新津市東町2-5-6 新津地域学園内
- 開館時間 午前9時30分～午後4時30分(入場は午後4時まで)
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は火曜日)および年末年始
- 問い合わせ ☎0250-24-5700

よらからいん会の 大木しげる展 関連イベント お知らせ

二月二十七日(日) 午後二時～
「江戸時代のお化けキャラクター」
—商品としての妖怪—

アダム・カバットさん

三月十三日(日) 午後二時～
「新潟の妖怪たち」
—ヤサフロバサ、ネコマタを中心に—
高橋郁子さん

一九五四年、ニューヨーク生まれ。一九八一年来日。東京大学大学院総合文化研究科修了後、一九八八年武蔵大学の教壇に立つ。現在、同大学教授。近世、近代日本文学。
・主な著書『江戸化物草子』(小学館) 『江戸滑稽化物尽くし』(講談社) など

ところ：新津市美術館レクチャールーム
※「水木しげる展」の当日観覧券が必要です。
一般 800円 高校・大学生 500円 小・中学生 300円
※ただし土・日曜、祝日は小・中学生観覧無料

NAF 新津市美術館
新津市蒲ヶ沢(花と遺跡のふるさと公園内)
電話 25-1300

みんなの力で「美しい新津」に <その2> ポイ捨てしないで！～子どもたちからのメッセージ～

◆集めてもすぐにいっぱいになるゴミ
「ゴミの不法投棄(ポイ捨て)」は、残念ながら市内のあちこちで見られますが、特に新津川や能代川などの川沿いに多く見られ、周辺地域ではゴミの不法投棄問題に頭を痛めています。
能代川にほど近い飯柳地区でも、能代川周辺は「ゴミ銀座」と言われるほどゴミが多く、地域でクリーン作戦を行ってゴミを集めても、またゴミが投棄されて困っています。

◆子どもたちが書いた「ポイ捨て禁止」看板登場！
なかなか減らないゴミの不法投棄(ポイ捨て)に対し、「飯柳子ども会」の子どもたちは、冬休みを利用して「ポイ捨て禁止」の看板を作成しました。「地球環境を守るためにポイ捨てしないで！」など、子どもたちの思いを込めたこの看板は、この春、地区内の各所に立てられる予定です。

●不法投棄を見つけたら…不法投棄の現場を見つけたときは、県新津健康福祉環境事務所 環境センター(☎22-5187)、または市民生活課 環境衛生係(☎24-2111 内線233)、新津警察署(☎23-0110)へ。

思い思いに看板を作る子どもたち
(12月28日、飯柳公会堂)

好きです！きれいなまち・新津

ポイ捨てしま宣言!!

ポイ捨てしませんヨ!!

持ち帰り

新津市内では、空き缶やタバコの吸い殻、ガムなどのポイ捨てが、条例により禁じられています。
※市民と市内通行者に適用

違反者には 指導・勧告・命令
…最終的には5万円以下の罰金

市民生活課 環境衛生係 ☎24-2111 内線232